

議案第 5 号

野田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

野田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第1条中「第3条第2項」を「第3条第1項及び第2項」に、「並びに第7条第1項及び第2項」を「、第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項」に改め、「定めた採用」の次に「及び任期を定めて採用された職員の給与の特例」を加える。

第2条中「任命権者は」の次に「、前項の規定によるほか」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（特定任期付職員の給与の特例）

第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000

7	830,000
---	---------

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。ただし、規則で定める額を超えることはできない。
- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)

第7条 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第8条の2から第10条まで、第10条の3、第12条の2、第14条から第16条まで及び第20条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）

の一部を次のように改正する。

第19条第5項中「である職員」の次に「その他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定めるもの」を加える。

提案理由

職員の政策法務能力の向上を図ることを目的に弁護士資格を有する者を配置する等、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を特定任期付職員として採用するため、採用及び給与の特例に関する規定を整備するとともに、所要の改正を行おうとするものである。

野田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市一般職の任期付職員の採用に関する条例 (平成18年野田市条例第1号)

改 正 案	現 行														
<u>野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条第1項、第6条第2項、第7条第1項及び第2項並びに<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (職員の任期を定めた採用) 第2条 <u>任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u> 2 <u>任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難であるときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u> (特定任期付職員の給与の特例) 第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「<u>特定任期付職員</u>」という。)には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>375,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>422,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>472,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>533,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>608,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>710,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額(円)	1	375,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	<u>野田市一般職の任期付職員の採用に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第2項、第4条第1項、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の任期を定めた採用) 第2条 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難であるときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。
号給	給料月額(円)														
1	375,000														
2	422,000														
3	472,000														
4	533,000														
5	608,000														
6	710,000														

7	830,000
2 任命権者は、<u>特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。</u> 3 任命権者は、<u>特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。ただし、規則で定める額を超えることはできない。</u> 4 任命権者は、<u>特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 5 <u>第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> <u>(野田市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</u> <u>第7条 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第8条の2から第10条まで、第10条の3、第12条の2、第14条から第16条まで及び第20条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u> 2 <u>特定任期付職員に対する給与条例第2条及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。</u> 第8条 (略)	
第6条 (略)	

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）（附則第2項関係）

改 正 案	現 行
(期末手当) 第19条 (略)	(期末手当) 第19条 (略)

2～4 (略) 5 職務の級が 3 級以上である職員<u>その他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定めるもの</u>については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。 6 (略)	2～4 (略) 5 職務の級が 3 級以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。 6 (略)
---	---

